

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

事案	医師又は歯科医師が診療所を開設した場合		
根拠法令	医療法第8条、同法施行規則第4条		
提出期限	開設後10日以内	様式	1
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	<p>(1) 開設者の医師又は歯科医師の免許証の写し及び臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し（原本照合必要）並びに履歴書</p> <p>(2) 管理者の医師又は歯科医師の免許証の写し及び臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し（原本照合必要）並びに履歴書</p> <p>(3) 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し及び臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し（原本照合必要）並びに履歴書</p> <p>(4) 敷地の平面図</p> <p>(5) 周囲の見取り図</p> <p>(6) 建物の平面図（病床を有する診療所については各病室の病床数も明示すること）</p> <p>(7) 薬剤師免許証の写し（薬剤師が勤務する場合：原本照合必要）</p> <p>(8) 麻酔科標榜許可証の写し（麻酔科を標榜する場合：原本照合必要）</p> <p>(9) 勤務先管理者（院長）の同意書（管理者が他の病院等に勤務している場合）</p> <p>(注) 臨床研修等修了登録証について</p> <p>(1) 平成16年4月1日以後に医師免許を受けて、診療に従事しようとする医師については、2年以上の臨床研修を受けることが義務付けられましたので、臨床研修を修了した者については、臨床研修修了登録証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けて、診療に従事しようとする歯科医師については、1年以上の臨床研修を受けることが義務付けられましたので、臨床研修を修了した者については、臨床研修修了登録証の写しを添付してください。</p>		
提出部数	2部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者住所には、開設者である医師又は歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 氏名には、開設者である医師又は歯科医師個人の氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者住所には、開設者である医師又は歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 氏名には、開設者である医師又は歯科医師個人の氏名を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
2. 診療所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療法に違反する名称でないこと。 ■ 原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a) 診療所、(b) クリニック、(c) 医院、(d) 診療科目 ■ 原則として、地名を使用しないこと。 ■ その他、医療広告ガイドラインに抵触し、又は、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められない。

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
3. 開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■ ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。 ■ 電話番号等は、開設した診療所の電話番号等を記載する。
4. 開設年月日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所を実際に開設した日を記載する。
5. 診療科目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20. 3. 31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知) ※ 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写しを添付する。(原本照合必要)
6. 開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者が他に開設、管理又は勤務することは、原則認められないので、特別な事情がある場合は事前協議が必要。 ■ 当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。(通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) ■ 当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる) ■ 当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者(院長)の同意書を添付する)
7. 同時に2以上の病院又は診療所を開設する場合その旨	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本届出と同時に他に病院、診療所を開設する場合、その医療機関の開設場所及び名称を記載する。(別途2か所管理許可が必要)
8. 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者の住所は、医師又は歯科医師個人の住所地(住民票のある住所地)を記載する。 ■ 免許証の写し、履歴書の記載内容と一致させる。
9. 診療所の診療日・診療時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。
10. 従事者の定員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者が定めた医療を提供するために必要な人員を記載すること。(療養病床にかかるものを除く)
11. 診療に従事する医師・歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者を含む、当該診療所に従事する医師、歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 ■ 診療日は該当する欄に○を記載する。 ■ 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。
12. 敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで) ■ 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

様式に記載要領及び留意事項	
13. 周囲の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写しも可)
14. 建物の構造概要及び平面図	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第2位まで) ■ 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 (小数点第2位まで) ■ 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。 <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。</u> また、診療所として一体性を有していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 診療所と居宅が併設されている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立し出入りが可能で、内部においても明確に区画されていること。 (2) ビル内の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ビルの階段、廊下、店舗、事務所等と診療所が明確に区画されていること。 ・診療所が複数のフロアーにまたがる場合は、診療所内の行き来に支障が無いよう、診療所専用の階段、エレベーター等が必要である。 ■ <u>内部構造については、原則として必要な各室が独立していること。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 待合室、受付、調剤所、診察室が区画され、それぞれ独立していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・受付と待合室の区画については、オープンカウンターの受付など完全な区画でなくても可。 (2) 各室の区画は、少なくともパーテーションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。(カーテン、アコーディオンカーテン等は不可) (3) 患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。 (4) エックス線装置のある場合は、エックス線室以外に操作部門が設置されていること。
15. 病室数及び病床数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有床診療所にあつては、構造設備使用許可を受けている病室数及び病床数を記載する。 ■ 無床診療所の場合は、「0」を記載する。
16. 歯科技工室の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。防塵設備、その他必要な設備(技工台、モデルトリマー、レジン重合器、鋳造器、技工用エンジン等)が設けられていること。(施行規則第16条第13号)
17. 人工透析設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人工透析を行おうとする床数(台数)を記載する。
18. 調剤所の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調剤所を設置する場合は、その概要を記載し、該当する項目の有無を○で囲む。(施行規則第16条第14号)

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

19. 薬剤師の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該診療所に薬剤師が勤務する場合、その薬剤師の氏名を記載する。 ■ 医師が常時3人以上勤務する場合、専属薬剤師が必要。ただし、専属薬剤師設置免除許可を受けた場合はこの限りではない。（法第18条）
20. 健康保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用予定の有無を○で囲む。

添付書類の留意事項	
医師・歯科医師免許証の写し、及び臨床研修修了登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写しを窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師・歯科医師免許証及び臨床研修修了登録証の原本もあわせて持参すること。 ■ 氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合裏面も必要。
医師・歯科医師の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）を記載する。
敷地平面図	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に記載する。
周囲の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（地図の写しも可） ■ 最寄り駅、バス停などを記載する。
建物平面図	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 ■ 寸法、面積及び各室名を記載する。 ■ 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは1床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。（ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は不要） ■ 診療所面積を記載する。 ■ 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ■ 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 薬剤師が勤務する場合は、免許証の写しを窓口にて原本照合を行うため、届出時には薬剤師免許証の原本もあわせて持参すること。また、氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合裏面も必要。 ■ 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写しを添付する。この場合、免許証等と同様、原本照合が必要。 ■ 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。その際、診療時間が他の病院の勤務時間と重複していないこと。 <p>※ 同意書には、開設管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び開設管理する診療所の診療時間が記載されていること。</p>